

消防予第 8 号  
平成 7 年 1 月 12 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防課長

## 二酸化炭素消火設備等の放出弁、選択弁及び音響警報装置の基準並びに粉末消火設備の定圧作動装置の基準を定める告示の施行について(通知)

平成 7 年 1 月 12 日に、二酸化炭素消火設備等(二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備をいう。以下同じ。)の放出弁の基準(平成 7 年消防庁告示第 1 号)、二酸化炭素消火設備等の選択弁の基準(同第 2 号)、二酸化炭素消火設備等の音響警報装置の基準(同第 3 号)及び粉末消火設備の定圧作動装置の基準(同第 4 号)がそれぞれ告示された。

今回告示された基準は、消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。)第 19 条第 4 項第 10 号、第 20 条第 4 項第 4 号ロ、同条第 5 項及び第 21 条第 4 項第 3 号ニ、同項第 7 号ホ(へ)及び同条第 5 項の規定に基づく二酸化炭素消火設備等の放出弁に係る消防庁長官の定める基準、規則第 19 条第 4 項第 11 号ニ、第 20 条第 4 項第 10 号及び第 21 条第 4 項第 11 号の規定に基づく二酸化炭素消火設備等の選択弁に係る消防庁長官の定める基準、規則第 19 条第 4 項第 17 号 2、第 20 条第 4 項第 13 号及び第 21 条第 4 項第 15 号の規定に基づく二酸化炭素消火設備等の音響警報装置に係る消防庁長官の定める基準並びに規則第 21 条第 4 項第 9 号ハの規定に基づく粉末消火設備の定圧作動装置に係る消防庁長官の定める基準であり、その内容は、下記のとおりである。

貴職におかれては、下記事項にご留意のうえ、その運用に遺憾のないよう配慮されるとともに、管下市町村に対してもこの旨を示達され、よろしくご指導願いたい。

### 記

#### 1 二酸化炭素設備等の放出弁の基準に関する事項

- (1) 放出弁の構造及び機能に関する事項が定められたこと。
- (2) 放出弁の材質に関する事項として、使用することができる材質等が定められたこと。
- (3) 放出弁の耐圧試験に関する事項として、弁箱に消火設備に応じた水圧力を加えた場合に、漏れ又は変形を生じないものであること等が定められたこと。

(4) 放出弁の気密試験に関する事項として、弁を開放した状態で消火設備に応じた空気圧力等を加えた場合に、漏れを生じないものであること等が定められたこと。

(5) 放出弁の作動試験に関する事項として、弁の 1 次側に消火設備に応じた空気圧力等を加えた場合に、確実に開放するものであること等が定められたこと。

(6) 放出弁の等価管長に関する事項が、弁の構造等に応じて定められたこと。

(7) 放出弁に表示すべき事項が定められたこと。

## 2 二酸化炭素消火設備等の選択弁の基準に関する事項

(1) 選択弁の構造及び機能に関する事項が定められたこと。

(2) 選択弁の材質に関する事項として、使用することができる材質等が定められたこと。

(3) 選択弁の耐圧試験に関する事項として、弁箱に消火設備に応じた水圧力を加えた場合に、漏れ又は変形を生じないものであること等が定められたこと。

(4) 選択弁の気密試験に関する事項として、空気圧力等を加えた場合に、漏れを生じないものであることが定められたこと。

(5) 選択弁の作動試験に関する事項として、弁の 1 次側に消火設備に応じた空気圧力等を加えた場合に、確実に開放するものであること等が定められたこと。

(6) 選択弁の等価管長に関する事項が、弁の構造等に応じて定められたこと。

(7) 選択弁に表示すべき事項が定められたこと。

## 3 二酸化炭素消火設備等の音響警報装置の基準に関する事項

(1) 音響警報装置の構造及び機能に関する事項が定められたこと。

(2) 音響警報装置の構造及び機能に関する事項が、非常警報設備の放送設備の音声警報に準じて定められたこと。

(3) 音響装置の構造及び性能に関する事項が定められたこと。

(4) 音声装置等に表示すべき事項が定められたこと。

#### 4 粉末消火設備の定圧作動装置の基準に関する事項

- (1) 定圧作動装置の構造及び機能に関する事項が定められたこと。
- (2) 定圧作動装置の材質に関する事項として、使用することができる材質等が定められたこと。
- (3) 定圧作動装置の耐圧試験に関する事項として、本体に一定の水圧力を加えた場合に、漏れ又は変形を生じないものであること等が定められたこと。
- (4) 定圧作動装置の気密試験に関する事項として、空気圧力等を加えた場合に、漏れを生じないものであることが定められたこと。
- (5) 定圧作動装置の作動試験に関する事項として、作動装置の1次側に空気圧力等を加えた場合に、確実に作動するものであることが定められたこと。
- (6) 定圧作動装置に表示すべき事項が定められたこと。

#### 5 施行期日

平成7年4月1日から施行することとされたこと。

#### 6 運用上の留意事項

- (1) この告示の施行の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中的防火対象物における二酸化炭素消火設備等の放出弁、選択弁及び音響警報装置並びに粉末消火設備の定圧作動装置については、今回告示された基準の規定にかかわらず、なお従前の例によることとしてさしつかえないこと。
- (2) 二酸化炭素消火設備等の放出弁、選択弁及び音響警報装置並びに粉末消火設備の定圧作動装置については、(財)日本消防設備安全センターにおいて認定を行い、基準に適合するものにあつては、所定の認定マークを付すこととしていること。